

食品安全委員会器具・容器包装専門調査会

第44回会合議事録

1. 日時 平成29年11月9日（木） 10:00～10:19

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

能美専門委員、横井専門委員、井口専門委員、石原専門委員、尾崎専門委員、
小野専門委員、田中専門委員、松永専門委員、六鹿専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、吉田評価第一課長、橘評価調整官、
磯崎課長補佐、飯塚評価専門職、内山係長、森技術参与

5. 配布資料

議事次第、座席表、専門委員名簿

資料1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

参考資料 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会 取りまとめ

6. 議事内容

○吉田評価第一課長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第44回器具・容器包装専門調査会を開

催いたします。

朝早くからお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

座長が選出されるまでの間、私、評価第一課の吉田が議事を進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、このたびは、10月1日付をもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われております。本日は改選後の最初の会合に当たります。

まず、初めに佐藤食品安全委員会委員長より、御挨拶いたします。

○佐藤委員長 おはようございます。

食品安全委員会の佐藤です。今回、また先生方には専門委員への御就任を御快諾いただいて、大変ありがとうございます。

ほとんどの先生方が再任だと思っております。そういうことなのですけれども、任期の切りかえの時期ということもあって、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先月のことになるとおもいますがけれども、安倍内閣総理大臣から平成29年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思っております。専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループについては、委員長が指名するというようになっておりますので、先生方を器具・容器包装専門調査会に所属する専門委員として指名させていただいております。

器具・容器包装専門調査会は、器具又は容器包装から食品に移行し、食品を介して摂取する可能性のある化学物質のリスク評価を行っていただく調査会であることは、申し上げるまでもないわけです。先生方におかれましてはこれまでの経験あるいは豊富な知識を十分に活用して御審議をお願いしたいと思っております。

さて、食品安全委員会というのは、リスク評価機関として独立性、中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

通常、私どもが考える科学というのは、精密なデータをもとに、正確な回答、真理を求めていくものと理解しております。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、レギュラトリーサイエンスの一部であると考えられているかと思っております。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、完璧さにこだわらず回答を出すことが求められることもあるということは御理解いただいていると思っております。

食品安全の分野ではリスクアナリシス、リスク分析の考え方が導入されております。この考え方では、リスク評価とリスク管理の機能は明確に区分されるべきであるとされております。我が国において、リスク評価機関である食品安全委員会は、リスク管理機関から

組織的にも切り離されているわけです。このことは、独立性と中立性を確保するという意味においてはよい方向に作用しているとは思いますが、その一方で、ADIあるいはTDIを設定したら、それでリスク評価が終了したように思ってしまうがちという弊害も生んでいるように思っています。

ADI、TDIはそれを決めただけでは国民の健康を守ることにはならず、リスク管理機関がそれらに基づいて最大残留値や規格基準を決定して初めて実効性を持つものであります。また、適切なばく露評価が行われて、現状が安全であるのか、懸念があるのかあるいは何か対策が必要なのかといったことが明らかになるわけです。そういう意味において、これまで真の意味でCODEXの言うリスク評価が十分に行われてきたのか、内心忸怩たる思いも持っております。

専門調査会は、この審議については原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセス、あるいは意義を御理解いただき、情報の共有に資するものと考えてございます。

食品のリスク評価、これは国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく、御尽力いただけますように、重ねてお願い申し上げます。

○吉田評価第一課長 ありがとうございます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

○磯崎課長補佐 本日の資料は議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに4点ございます。

資料1 「食品安全委員会専門調査会運営規程」。

資料2 「食品安全委員会における調査審議方法等について」

資料3 『食費安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について
参考資料「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会 取りまとめ」

不足の資料はございませんでしょうか。

○吉田評価第一課長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず「(1) 専門委員の紹介」でございます。ただ、本日御出席いただいております当調査会の専門委員の皆様方は全員再任でございます。そのため、一人一人の改めての御紹介は省略させていただければと存じます。

なお、小林専門委員、曾根専門委員、那須専門委員、増田専門委員、吉永専門委員は本日御欠席でございますけれども、そのうち、増田専門委員におかれましては、本調査会の

専門委員として新たに就任されておりますことを御報告いたします。

また、本日は、食品安全委員会から本専門調査会の担当委員であります佐藤委員長、山添委員とともに、吉田委員にも御出席いただいております。

最後に、事務局を紹介いたします。

川島事務局長。

小平事務局次長。

橋評価調整官。

磯崎課長補佐。

飯塚評価専門職。

内山係長。

森技術参与でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして「(2) 専門調査会の運営等について」に移らせていただきます。お手元の資料1及び資料2を御用意いただければと思います。

まず、資料1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」を御覧いただければと思います。第2条第1項でございますが、食品安全委員会に専門調査会を置き、これらの専門調査会の所掌事務は別表に掲げるとおりとするという形にされております。

この別表でございますが、3ページの上から5番目に器具・容器包装専門調査会がございます。具体的な所掌事務としましては「器具及び容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」とされているところでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、第2条第3項でございます。「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」という形になっております。

同じく第5項でございます。「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされております。

この規程に従いまして、後ほど座長の互選それから座長代理の指名を行っていただく予定としております。

また、1ページ目の最後のところ、第4条でございますけれども「座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は専門調査会の会議招集し、その議長となる」という形にされています。

資料1については以上でございます。続きまして資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧いただければと思います。

「1 基本的な考え方」にございますように、中立公正な評価の確保の観点から、委員会等における調査審議の方法等を定めたものでございまして、いわゆる利益相反に関する規程でございます。専門委員の先生方におかれましては、後ほど資料3を御紹介しますが、それに添付しております確認書を御提出いただいたところでございますけれども、まさにその根拠となっている規程でございます。

「2 委員会等における調査審議等への参加について」の(1)に委員等が①～⑥にかか
ける場合に該当するときは当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、
当該委員等の有する科学的知見が調査審議に不可欠であると認める場合は、調査審議に参
加することができるかとされています。

そして、具体的に参加させないケースとしまして、①でございますけれども、調査審議
等の対象となる企業申請品目の申請企業やその関連企業、同業他社から過去3年間の各年
において新たに取得した金品等が一定の金額を超える場合がありますとか、④でございま
すが、特定企業からの依頼により、調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した
場合など、こういった6項目が挙げられているところでございます。

裏側でございます。(2)それから(3)でございます。委員等におかれましては、①～
⑥への該当の有無を記載した確認書を任命された日以降の初回の調査会の前、それからそ
れ以降にケースに該当することになったと思われる場合に委員長に提出いただくという形
をとってございます。

(4)、(5)でございますけれども、調査会の都度、提出された確認書の確認を行い、
①～⑤のいずれかに該当することが明らかになった場合には、関連議事に係る調査審議等
が行われている間、会場から退室させることとされております。ただ、その委員等の有す
る科学的知見が調査審議に不可欠である場合は、委員長等がその旨を宣言した上で、調査
審議に参加させるものとなってございます。

資料2については以上でございます。

ここで、ただいま御説明しました資料2に基づきまして、必要となる専門委員の調査審
議等の参加に関する事項について続けて御報告したいと思います。

本日の議事につきましては、10月1日に専門委員に御就任された先生方から御提出頂き
ました資料3の確認書を確認させていただきましたところ、平成15年10月2日食品安全委
員会決定の2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する
専門委員の先生方はいらっしゃいませんでした。その後の確認書の記載に変更等ないの
ではと思いますが、よろしゅうございますか。

ということで、これまで御説明いたしました内容について改めまして御確認いただき、
また御留意いただきまして引き続き専門委員をお務めいただければと存じます。

議題(2)については以上でございます。

それでは続きまして(3)に移らせていただきます。本専門調査会の座長の選出をお願
いしたいと思います。

座長の選出につきましては、資料1の運営規程の第2条第3項で御紹介しましたとおり
「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により専任する」と
されております。ここで座長の推薦がございましたら、よろしくお願いいたしたいと思
います。

小野専門委員。

○小野専門委員 器具・容器包装に関しては、規制制度変更の重要な時期でもありますので、これまでの御経験を踏まえて、能美専門委員を座長として推薦したいと思います。

○吉田評価第一課長 ありがとうございます。

ただいま、小野専門委員から能美専門委員を座長にという御推薦がございました。皆さん、いかがでございますか。(拍手)

どうもありがとうございます。

それでは、御賛同いただけましたので、座長に能美専門委員が互選されました。

能美専門委員、恐縮ですが座長席のほうにお移りいただきますとともに、一言御挨拶を頂戴できればと存じます。

(能美専門委員、座長席へ移動)

○能美座長 ただいま御推薦いただきました能美でございます。

この、器具・容器包装専門調査会、佐藤委員長のお話にもありましたように、非常に不確実性の中で、科学的な判断をしていかなければいけないということで、引き続き専門委員の先生方の御助力、御助言をもとにして、公正中立な判断を下していきたいと考えております。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○吉田評価第一課長 どうもありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」という規程がございますので、座長代理の指名をお願いしたいと思います。また、これ以降の議事の進行については、能美座長をお願いしたいと思います。

○能美座長 それでは、議事進行を引き継がさせていただきます。

ただいま、事務局から説明がありました座長代理の指名についてでありますけれども、私から座長代理として横井専門委員にお務めいただきたく指名させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(拍手起こる)

○能美座長 ありがとうございます。それでは、横井座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○横井座長代理 横井でございます。

引き続き、御指名いただき恐縮でございます。座長の能美先生に何かあることはないと思うのですけれども、何かございましたらしっかりやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○能美座長 ありがとうございます。

大変心強い御挨拶をいただきました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

「(4) その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○磯崎課長補佐 本調査会における今後の検討事項に関連するものとしまして、本日お配りしております参考資料「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会 取りまとめ」を御覧ください。

こちらは、昨年8月に厚生労働省に設置された検討会での討議の結果として、本年6月にとりまとめられたものでございます。本資料の14ページ目にとりまとめの概要がございます。こちらにおきまして、まずは合成樹脂を対象として使用を認めることとした物質以外は原則使用を禁止するポジティブリスト制度を導入するとの方向性が示されております。このような動きを踏まえまして、今後、本調査会では評価指針の策定や従来から日本で使用されている既存物質の取り扱いなどを中心に、今後、御審議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本調査会の終了後に、非公開にて第45回器具・容器包装専門調査会を引き続き本会議室で開催いたします。開催時刻につきましては、10時半からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○能美座長 それでは、以上で第44回「器具・容器包装専門調査会」を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。